

2013 年版 マンガはじめて社労士
【法改正のお知らせ】

(3540)

平成 25 年 7 月 4 日
 (株)住宅新報社
 出版本部 書籍編集
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 第 45 回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 25 年 4 月 12 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成 24 年 9 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます。

ページ・位置	改正前	改正後
P11 上 1 段目の 上の枠内、下 1 行目	(平成 24 年度)	(平成 25 年 4 月～9 月の年金額)
P38 <明示すべ き労働条件の範 囲>、及び P41 「絶対的明示事 項」中、②とし て右の文を追加	②期間の定めのある労働契約を更新する場合の規準※ ※ ②については、期間の定めのある労働契約であって、その労働契約の期間の満了後にその労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、明示しなければならない。	
P383 欄外 上 1 行目	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで
P385 「一部負担 金」表中、②の 上 2 行目	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで
P448 欄外に右 の文を追加	(参考) 平成 25 年 10 月から段階的に引き下げられます。	
P453 <計算式 >の枠内、下 1 行目	(平成 24 年度 物価スライド特例措置)	(平成 25 年 4 月～9 月の年金額 物価スライド特例措置)
P467 上 2 段目 右のコマ、及び 3 段目左のコマ、 下 1 行目	(平成 24 年度)	(平成 25 年度)
P471 「まとめ」 上 1 行目	障害基礎年金の額 (平成 24 年度)	障害基礎年金の額 (平成 25 年度)

P477 「まとめ」 下 8 行目	遺族基礎年金の額（平成 24 年度）	遺族基礎年金の額（平成 25 年度）														
P479 上 2 段目 左のコマのフキ ダシ内	（毎月 14,980 円 平成 24 年度）	（毎月 15,040 円 平成 25 年度）														
P486 上 3 段目 右の表、及び P489<支給額> の表を右のよう に修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象月数 ※</th> <th>金額 ※※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月以上 12 か月未満</td> <td>45,120 円</td> </tr> <tr> <td>12 か月以上 18 か月未満</td> <td>90,240 円</td> </tr> <tr> <td>18 か月以上 24 か月未満</td> <td>135,360 円</td> </tr> <tr> <td>24 か月以上 30 か月未満</td> <td>180,480 円</td> </tr> <tr> <td>30 か月以上 36 か月未満</td> <td>225,600 円</td> </tr> <tr> <td>36 か月以上</td> <td>270,720 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数の「4 分の 3」、半額免除期間の月数の「2 分の 1」、4 分の 3 免除期間の月数の「4 分の 1」に相当する月数を合算する。</p> <p>※※ 基準月が平成 25 年度に属する場合の支給額である。</p>		対象月数 ※	金額 ※※	6 か月以上 12 か月未満	45,120 円	12 か月以上 18 か月未満	90,240 円	18 か月以上 24 か月未満	135,360 円	24 か月以上 30 か月未満	180,480 円	30 か月以上 36 か月未満	225,600 円	36 か月以上	270,720 円
対象月数 ※	金額 ※※															
6 か月以上 12 か月未満	45,120 円															
12 か月以上 18 か月未満	90,240 円															
18 か月以上 24 か月未満	135,360 円															
24 か月以上 30 か月未満	180,480 円															
30 か月以上 36 か月未満	225,600 円															
36 か月以上	270,720 円															
P487 上 1 段目 左のコマの枠内	179,760 円	180,480 円														
P495 「国民年金 の費用負担」の （参考）の枠内	（参考） 保険料額：月額 14,980 円 （平成 24 年度）	（参考） 保険料額：月額 15,040 円 （平成 25 年度）														
下 7 行目と 8 行 目の間に右の文 を追加	・被保険者が配偶者からの暴力を受けたとき（ただし、一定の要件に該当した場合に限る）等															
P523 上 2 段目 左のコマ、右の フキダシに右の 文を追加	<参考> 平成 25 年 4 月から男子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は 61 歳となっている。															
P544 上 1 段目 左のコマの枠内	（平成 24 年度）	（平成 25 年度）														
P550 上 3 段目 左のコマのフキ ダシ	（平成 24 年度）	（平成 25 年度）														
P560 上 1 段目 左のコマの右下	※平成 24 年度	※平成 25 年度														